

【令和8年度離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金】

回答書

令和8年4月6日

No	質問内容	回答内容
1	<p>申請書類 No.⑨の、応募時点で、「4.審査方法・評価項目」(3)6 を満たすことが分かる書類。とありますが、「4.審査方法・評価項目」(3)6 とは、どの部分になりますでしょうか。</p> <p>また、それを満たす書類、とはどのような書類となりますでしょうか。</p>	<p>「4.審査方法・評価項目」(3)4 の誤りです。</p> <p>県の施策への貢献の評価項目となります。</p> <p>①県イニシアティブ目標へ貢献する内容か。 例：自社ビル等に再エネ電源導入が分かる資料</p> <p>②県や国における認証制度を取得しているか。 例：各種認証制度の写し</p>
2	<p>申請書類 No.⑩の、登記事項証明書（全部証明書）ですが、履歴事項全部証明書、もしくは、現在事項全部証明書のどちらになりますでしょうか。</p>	<p>「履歴事項全部証明書」となります。</p>
3	<p>申請書類No.⑪の、直近事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）とありますが、2025年度の決算報告書となると現時点では2025.12月分までしか発行できないので、2024年度の決算報告書で宜しいでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
4	<p>申請書類No.⑧の共同事業体協定書ですが、弊社の経験上、「共同事業体」とは当該事業において複数者で所掌範囲を棲み分けし、各社毎に経費申請を行う事業体制かと解釈しております。</p> <p>一方、弊社では公募要領1.対象事業(2)事業</p>	<p>公募を行っている「離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金（以下、「離島再エネ補助金」）」の交付要綱、第3条第3項にて、「補助事業者は、離島において、太陽光発電設備や需要側設備を群単位で管理・制御するため</p>

	<p>内容3)、4)に記載のある制御体制を別添の覚書にて確立しており、本事業においても同書の通り事業者Aを制御アグリゲータとする事業体制となるのですが、事業者Aからすると同社はいくまでも既存の事業体制に基づく制御請負となり本事業に対する経費申請も行わないため、本事業に特化した共同企業体という位置づけではないものと考えております。</p> <p>これらを踏まえ、共同企業体とはどのような解釈になるのかご教示頂きたく存じます。</p> <p>弊社としては、申請書類No.⑧の共同事業体協定書の代替えとして、覚書の提出が妥当ではないかと考えております。</p> <p>また、添付の4月8日提出期限である参加意思表明書に「共同事業体」の構成有無の回答欄がある為、それまでにご回答頂きたく存じます。</p>	<p>のオフサイトから運転制御可能な需要側設備・システム等の導入を行う事業とする。」と規定されております。</p> <p>提示された覚書は、「再エネサービスプロバイダ (RESP) 事業を活用した調整力制御 (エリアアグリゲーション)」を活用することに対する協力体制を確認する内容と拝見できます。</p> <p>公募中の「離島再エネ補助金」を活用し、公募要領等で示した事業目的を遂行するために、自社で全ての要件を満たせない場合、共同事業体による対応が必要になると認識しております。</p> <p>その際、共同事業者間における補助金の実質的な費用負担が発生しない場合であっても、代表事業者と制御アグリゲータの連携体制を確認する目的として提出を求めます。</p>
5		